

給水装置工事申込書及び申請書記載方法

【記載項目及び修正方法について】

- ・ 網斜線部分(日付け等)は水道局職員が記入する。
- ・ 給水装置工事申込書及び申請書の用紙は鉛筆書き不可。(修正液及び修正テープ使用不可)
- ・ 修正時は二重線にて行う。

ただし、「署名または記名押印」の必要がある項目の修正は該当箇所^に二重線の上、名義人の署名又は訂正印もしくは主任技術者の署名又は訂正印にて行うこと。

未記入

受付番号 号

①-1 給水装置工事申込書

水道番号第 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 号

年 月 日

日付は記入しない

(宛先)さいたま市水道事業管理者
申 込 者 住所又は所在地

さいたま市浦和区針ヶ谷〇-〇-〇

〇 〇 〇 〇

氏名又は名称

②-1(印)

代表者氏名

電 話 番 号

048-〇〇〇-〇〇〇〇

署名もしくは記名押印

注

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

⑦-1
次のとおり給水装置工事(新設・改造・撤去)を申し込みます。

給水装置工事の場所

さいたま市浦和区常盤 〇-〇-〇

給水装置の所有者

④-1(印)

さいたま市浦和区針ヶ谷〇-〇-〇

〇 〇 〇 〇

署名もしくは記名押印

注

指定給水装置
工事事業者
(委任代理人)

住所又は所在地

さいたま市北区盆栽町〇〇〇

氏名又は名称

(株) 〇〇〇水道

代表者氏名

代表取締役 〇〇 〇〇

電 話 番 号

048-〇〇〇-〇〇〇〇

署名もしくは記名押印

注

指 定 番 号

第 〇〇〇 号

給水装置工事

交 付 番 号 第 〇〇〇〇〇〇 号

主任技術者氏名

〇〇 〇〇

⑥-1

分担金

新 設

口 径

円

分担金収納済印

共同住宅

(室数× 円— 円)

円

増径差額

口 径

円

未記入

申込者の誓約

利害関係についての責任は申込者にあり、問題が生じても当事者間で解決し水道局に異議申し立てしません。さいたま市給水条例が契約の内容となることに合意いたします。

署名・訂正箇所の訂正は二重線のうえ、名義人または主任技術者の署名もしくは訂正印にて行うこと
修正テープや砂消しでの修正は不可

立会検査日

年 月 日

A

マッピングメッシュ番号

8 8 8 8 8

⑧

注 申込者、給水装置の所有者、指定給水装置工事事業者が法人の場合は、記名押印してください。

未記入

受付番
号

号

①-② 給水装置工事設計審査申請書

水道番号第 号

年 月 日

日付は記入しない

(宛先)さいたま市水道事業管理者

申請者 住所又は所在地 **さいたま市北区盆栽町 〇〇〇**
(指定給水装置工事事業者)

氏名又は名称 **(株) 〇〇〇水道**

⑤-② 代表者氏名 **代表取締役 〇〇 〇〇**

電話番号 **048-〇〇〇-〇〇〇〇**

⑦-② 指定番号 第 **〇〇〇** 号

次のとおり給水装置工事 (新設・改造・撤去)の設計審査を申請します。

給水装置工事

交付番号 第 **〇〇〇〇〇〇〇** 号

主任技術者氏名

⑥-② **〇 〇 〇 〇**

工事場所

③-② **さいたま市浦和区常盤 〇-〇-〇**

用途区

⑨ ① 一般用 ② 共同住宅用 (戸) ③ 公衆浴場用 ④ プール用 ⑩ 新設年月日 (改造・撤去時に記入)
年 月 日

給水装置工事

フリガナ **〇〇 〇〇〇〇**

の申込

②-② **〇〇 〇〇**
名

住所

**さいたま市浦和区
針ヶ谷 〇-〇-〇**

設計審査・検査手数料

口径

円

取付メーター

決
裁

審査
担当

審査
担当

審査
担当

課長

手数料収納済印

口径

番号

指針

検定期満期

水道番号 第

1-3

赤字で記載

13

使用材料 (配水管への取付口からメーターまでの間)								工事種別区分
材 料 名	状 態	単 位	数 量	材 料 名	形 状	単 位	数 量	
メーター	20	個	1	仕切弁		個		
サドル付分水栓	100(E)×25	個	1	メーターきょう	大B	個	1	
不断水式割丁字管	×	個		埋設位置標示シート	150×0.4	m	0.8	
分岐用SFPユニット	25	本	1					
C S S T	25	m	4.5					
S S P		m						
ステ レン レ ス 管	メスアダプター	25	個	2				
	ソケット	25	個	1				
手動式バルブ	20	個	1					
メーター用 SFPユニット	25×20	本	1	密着コア	25	個	1	
	20	本	1	メーター返納		個		
給水方式	① 直結							
	2 受水槽	m ³ ・(基)						
計画給水量	一日最大	1.0 m ³ (計算式別記)						
建築確認済証	第	号	年	月	日	既存・該当無		
道路占用許可	国・市・区	第	号	年	月	日		
水路占用許可		第	号	年	月	日		
道路使用許可	警察署	第				日		
道路工事届出(消防)	消防署 出張所	第				日		
開発給水等審査会		第				日		
埋設物の確認	ガス 有・無	第				日		
	1 通信 2 電気 3 県(送水・工業用水) 4 下水 5 その他()							

配水管が内面エポキシ樹脂粉体塗装管である場合には、(E)を追記

記載されていない材料を使用する場合には空いている欄に記入

メーター口径を変更する
場合に改造前の口径を記載
赤字で記載

住宅は1.0m³、工事用水
栓は0.1m³をモデル水量と
して記入することができる
その他は計画水量

宅内申請を行う場合には
添付する建築確認済証より
記載する

「特記事項(申込者記
入欄)」記入時は署名
もしくは記名押印
鉛筆書き不可

公道・私道を問わず道路掘削
時には工事照会が必須
岩槻区内は、東京ガスに加え
てエナジー宇宙(そら)への照
会も行うこと

○ ○ ○ ○ ○

添付書類(添付書類番号を○で囲む)	保存 枚数	摘要 (水道局 記 入 欄)					
1 確認済証(建築基準法第6条の2第1項の規程による)		未記入					
2 配置図(確認済証と同時提出)							
③公図・登記簿謄本							
4 仮換地・保留地・底地証明書							
5 不動産売買契約書・保留地譲渡証明							
⑥地積測量図・求積図・区画図							
7 直結給水システム事前協議書							
8 受水槽設置届・廃止届							
9 給水装置用途区分(変更)届出書							
⑩新設開始使用申込書							
11 給水開始申込書							
12 給水装置抹消伝票							
13 水質・耐圧検査結果報告書							
14 浄水器等設置申請書							
15 建物全体図							
16 その他()							
		工 事 検 査 日	決	検 査 当 担	検 査 当 担	検 査 当 担	課 長
			裁				
		年 月 日					

15

利害関係者の承諾書

借地の時や共有者がいる場合
署名もしくは記名押印

申請地の所有者(共有の場合も含む)

土地所有者	住所 さいたま市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	氏名 〇〇 〇〇
	住所	氏名

※ 署名もしくは記名押印してください

支分・増径・掘削を承諾します

他人の敷地を掘削する場合



利害関係者の住所
及び氏名を記入

NO	承諾	水道番号	掘削場所の地番	住所	氏名	備考
		掘削場所				
1	支分・増径・掘削					
	(所有者・使用者)	浦和区常盤〇〇〇				※
2	支分・増径・掘削	9001000				
	(所有者・使用者)					※
3	支分・増径・掘削					
	(所有者・使用者)					※
4	支分・増径・掘削					
	(所有者・使用者)					※
5	支分・増径・掘削					
	(所有者・使用者)					※

※ 署名もしくは記名押印してください

給水装置工事主任技術者記入欄

下記の項目に相違ありません。給水装置工事主任技術者

・既得について <input checked="" type="checkbox"/> 確認済み	(計画)建築物: 事務所 階数: 2階 1日計画使用水量
・引込給水管の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 確認済み	従業員 10人 × 115L = 1,150L 合計: 1.15m ³
・井水の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 確認済み (有・無)	水路の上越しについては、〇年〇月〇〇日に〇〇課の〇〇氏と協議済
・道路種別の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 確認済み	接道の管理区分はどうなっているのかや、舗装道か砂利道なのか等を確認。道路掘削を伴う工事の場合は舗装の組成(舗装の厚さ)等も確認。
・セットバック <input checked="" type="checkbox"/> 確認済み (有・無)	
・既設管再利用の場合 <input type="checkbox"/> 水量・水圧問題なし <input type="checkbox"/> 現地配管、口径・管種等確認済み	

計画建築物が戸建てや共同住宅以外の場合には1日計画使用水量の計算式を記載する。



メーター口径選定基準表(及び同時使用水量)に基づき、
水道メーター口径を決定しました。

水道番号	第 ①-④	さいたま市	③-③	給水装置工事の種類	新・改・撤	⑦-③	検査日	年月日	④-②	指定番号	指定給水装置工事名	⑤-③	枚目	1/1
(案内図)									未記入					
<p>給水装置工事の場 ①</p> <p>設計図(しゅん工原図) 平面・断面・詳細・撤去・オフセット</p>														



① - 1 ~ 4

改造、撤去工事申請及び図面整理の場合に、「水道番号」を記入。

② - 1 ~ 2

工事申込者は基本的に『給水装置の所有者』と同人、同住所となる。

②-1について、法人の場合は、記名押印。法人以外は、署名もしくは記名押印。（以下、「署名もしくは記名押印」とする）※②-2には署名、押印不要。

③ - 1 ~ 3

工事場所は住居表示にて記入。但し、住居表示実施地区以外は地番を記入し、地番が複数ある場合は代表する地番を記入。

区画整理地内は底地番（複数ある場合は代表となるもの）を記入するとともに区画整理事業名、街区番号及び画地番号を記入。

④ - 1 ~ 2

給水装置の所有者とは水道端末上の所有者と同一、同住所となる。④-1に対して、署名もしくは記名押印。※④-2には署名、押印不要。

基本的に『申込者』と同じであり、異なる場合は事由を特記事項欄にて説明。

⑤ - 1 ~ 3

住所、指定事業者名、代表者、電話番号、指定番号を記入。⑤-1に対して、署名もしくは記名押印。

※⑤-2は署名、押印不要。

事業者の住所登録と事業所の所在地が異なる場合で、事業所により給水装置工事設計審査申請を行う場合は、事業者の印を押印し、住所又は、所在地が事業所の所在地等に記載により行うことを認める。

これは本来、事業者の住所等及び、事業所の住所等の双方の記載により申請を行うものであるが、現在の書式では記載スペースを確保できないため、上記の対応とする。

⑥ - 1 ~ 2

さいたま市水道局へ登録している給水装置工事主任技術者を記入する。

⑦ - 1 ~ 3

[工事種別]

新設、改造、撤去の該当工事を○で囲む。

⑧ [マッピングメッシュ番号] 水道管管理図（マッピング）を基に記入。

⑨ [用途区分]

該当する用途を○で囲む。

1. 一般用

2. 共同住宅（ 戸）

（例）共同住宅（8）戸 一つの水道番号（メーター）でその建物の8世帯すべての料金を一括徴収するもの。

3. 公衆浴場用

4. プール用

給水条例施行規程第2条による用途区分とは、

1. 一般用 共同住宅用、公衆浴場用及びプール用以外の用途に使用するもの。

2. 共同住宅用 給水装置又は給水装置に附帯して設置した受水槽以下の設備を使用する共同住宅において、独立した住居を1世帯とみなした場合に2世帯以上で使用するもの。

3. 公衆浴場用 物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び 物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条の規定により、埼玉県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場に使用するもの。

4. プール用 市立の小学校及び中学校の教育用に設置した水泳場に使用するもの。

- ⑩ 改造、撤去工事申請及び図面整理の場合は、『新設年月日』を記入。新設時の給水装置しゅん工図の謄本（マイクロ）等で新設時のしゅん工日を確認。
- ⑪ [使用材料]
配水管からの取付口からメーター前後までの材料を記入し、支分は分岐箇所からメーター前後までの材料を記入（メーター・メーター返納欄は朱色で記入）。
3直・増圧給水等のメーターをパイプシャフト内に設置する物件は、第2バルブまでの材料を幹線に記入し、支分はメーター前後の材料を記入。
既設材料を再利用する場合は、数量の後ろに（再）と記入。
配水管が内面エポキシ樹脂粉体塗装管である場合にはサドル付き分水栓の数量の後ろに（E）と記入。
- ⑫ [給水方式]
直結、受水槽のいずれかを○で囲む。受水槽方式は有効容量も記入。※有効容量とは受水槽の容量ではなく、水槽において利用可能な水の容量であり、最高水位と最低水位との間に貯留されている容量。
[計画給水量]
一日最大給水量が記入されているか。
：一般住宅 1.0 m³/日
：ワンルーム 0.5 m³/日
：一般住宅の工事用水は0.1 m³/日としてもよい。
：複数の水栓のない共用栓及び、散水栓に関しては0.1 m³/日としてもよい。
：その他は、単位給水量算定表等で算出された計画給水量（一般住宅以外は計画水量の根拠を念書欄に明記）または、実績により算出。
＊ワンルームとは、居住面積が20 m²以下のもの。（居住面積 → 玄関・廊下・浴室・便所・収納等を除く）
[建築確認]
建築確認済証で申請する場合に記入。既存建物の場合は既存、建物がない場合は該当なしを○で囲む。
[道路占用、水路占用、道路使用許可]
審査段階では未記入。但し、上記についての事前協議等を必要とするものは、内容を摘要欄に記入。
[埋設物の確認]
該当があれば○で囲む。
- ⑬ [工事種別区分]
新設は10、改造は20と記入し、撤去、図面整理は記入しない。
- ⑭ [特記事項（申込者記入欄）]
必要に応じ記入。特記事項の記入時、署名もしくは記名押印。※鉛筆書き不可。
- ⑮ 添付書類（申請時、必要とする書類に○）
1 確認済証（建築基準法第6条の2第1項の規定による）「写し」
2 配置図
建築確認済証の1～5面まで及び配置図の写しを添付。
記載の接道の長さ及び幅員を確認し、建築確認済証に対応した配置図を提出すること。
3 公図・登記簿謄本
公図・登記簿謄本は主に下記の場合に必要。
・建築確認済証の無い申請時における申請地の所有者の確認。
・利害関係者の確認。
・区画整理に伴う申請等
※登記簿謄本は登記事項要約書及びオンライン登記情報提供制度を利用した謄本でも可とする。
4 仮換地・保留地・底地証明書
区画整理に伴う申請時に図面と合わせて添付。

5 不動産売買契約書「写し」

土地売買等で現在登記中の申請地の申請時に必要。売主確認のため公図・登記簿謄本を同時添付。

6 地積測量図・求積図・区画図

土地分筆等で申請地の地積確認ができない場合に必要。

7 直結給水システム事前協議書「写し」

3直・増圧給水担当と協議したものを添付。

8 受水槽設置届・廃止届

受水槽の内容を様式に沿って記入。

9 給水装置用途区分(変更)届出書

共同住宅、戸別検針共同住宅の新設、撤去時、及び世帯数の変更時に必要。

10 新設開始使用申込書（新設工事申請時必須）

新設開始使用申込書の記載方法（ア〜ク以外は記入不要）

ア （申込者）を記入。

イ （使用者）を記入。

ウ （給水所在地）郵便番号、町名、番地、電話番号を記入。

エ （水道料金請求先及び支払者）を記入。

オ （所有者）所有者、住所、区市、以下給水装置所在地の記入と同様。

カ （代理人）郵便番号、区市以下は、所有者の記入方法と同様。

同時に「代理人選定（変更）届出書」を提出

※さいたま市以外の申込者による申請時に所有者が代理人を選定して来た場合、又は所有者への連絡に不都合が生じるおそれがある場合等、管理者が必要と認める場合に必要。

キ （受水槽）受水槽設置届に準じて記入。

ク （指定事業者・指定番号）は必ず記入。

ケ （案内図）北を上にして明確に図示。（さいたま市HP「さいたま市地図情報」の白地図を使用。）

11 給水開始申込書

新設時にメーターを設置せず閉栓として取り扱われているもの（新設閉栓）を開栓する場合に提出する。

12 給水装置抹消伝票

撤去申請を伴う場合に提出する。

13 水質検査結果報告書

受水槽方式から直結給水方式に切替え、給水設備を再使用する場合に提出。

既設配管の耐圧検査結果の写真も同時添付。この場合の耐圧試験は0.75Mpa（1分間）とする。

ただし、3直・増圧の場合は、直結給水システム事前協議申請書提出時に添付済みであれば不要。

14 浄水器等設置申請書

浄水器など、水質に変更を与えるおそれがある器具の設置する場合に添付

15 建物全体図

原則として、同一建物に複数のメーター設置の申請時に必要。

⑯ 利害関係の承諾について

給水装置工事を施工するにあたり、利害関係（私道等掘削、支分及び増径承諾）が発生するものは、署名もしくは記名押印。なお、別の書式を使用し提出することも妨げない。その他必要と認められる事由がある時は〔特記事項〕欄に記入する。

[土地所有者]

給水装置工事申請場所の土地所有者が、給水装置の所有者及び申込者以外の場合に、氏名（法人名）、住所、署名もしくは記名押印。

建築確認済証を添付しての申し込みの場合、土地所有者の確認を行っていない。これは、基本的に建築確認を受けているものは、土地所有者との利害関係の調整はされているものと判断しているためである。ただし、土地所有者の押印のあるものも妨げるものではない。

[家屋所有者]

給水装置所有者と家屋所有者が異なる場合等、必要と認められる場合に、氏名（法人名）、住所、署名もしくは記名押印。

建築確認済証の申請者が連名の場合は、家屋所有者として署名もしくは記名押印されていることが望ましい。

[支分及び増径承諾者]

他の給水装置より支分、又は増径する場合、承諾者の水道番号、氏名（法人名）、住所、署名もしくは記名押印。

支分又は増径を受けようとする給水管に代表者が存在する場合はその旨を書面に明らかにし、代表者の責任において承諾を得た事に関して署名もしくは記名押印も妨げない。

[掘削承諾]

給水装置工事に伴い、宅地、私道等の掘削の承諾が必要な場合に掘削地番、氏名（法人名）、住所、署名もしくは記名押印。

※利害関係の承諾の考え方

利害関係の承諾は必須である。ただし、水道局として工事の施工時及び施工後の紛争を未然に防ぐ事を目的とするものであり、承諾印の有無が給水契約を拒む理由とはならない。あくまでも利害関係についての責任は申込者にあり、水道局はこれに関与することはなく、また責任も負わない。支分、増径に関しては給水装置の水量水圧に直接影響するものであるため、慎重に取り扱う必要がある。支分、増径承諾の前段で主任技術者の水理計算及び現地調査の判断において、まず支分、増径の可否を主任技術者の責任により決定し、そのことを基に支分、増径承諾権者に承諾を受けるものとなる。

⑰ 給水装置工事主任技術者記入欄

[給水装置工事主任技術者]

給水装置工事主任技術者の氏名を記入

[チェック項目]

原則必要な調査を行った上で、該当する全ての項目にチェックを入れての申請となる（「既設管再利用の場合」の項目に関しては、既設管再利用時のみ記入）

[（計画）建築物]

（計画）建築物の種類及び階数を記入。

[記述欄の主な内容]

- ・1日計画使用水量計算
- ・道路掘削に伴い必要な関係各所との協議内容
- ・水圧試験結果
- ・工事用の申請の場合、宅内改造時に設置予定の水道メーター口径。
- ・その他、必要と認められるもの。

[メーター選定]

選定したメーター口径を記入。様式の通りメーター選定の際には、メーター選定基準及び同時使用水量を考慮すること。

⑱ 案内図

給水装置工事施行要領参照。さいたま市地図情報の白地図にて作成すること。

①9 給水装置工事設計図

給水装置工事施行要領参照。

給水装置工事設計審査終了後（給水装置工事しゅん工検査前）の記載項目

- A. 管理係へ必要に応じ分担金、審査・検査手数料を納入する。その後、検査係にて占用許可日を考慮し工事検査立会予約をする。同時に[立会検査日]の欄に予約した日時を記入する。
- B. [道路占用許可]、[水路占用許可]、[道路使用許可]の欄は基本的に工事検査立会受付時に必要に応じ記入。